

日調連発第365号
平成18年12月20日

各土地家屋調査士会長 殿

日本土地屋調査士会連合会長

都市再生街区基本調査による

「街区基準点」の手續に係る会員への周知方について（お願い）

当連合会におきましては、過般来、市区町へ移管された後の「街区基準点」の使用承認の手續について、関係省庁との協議を重ねているところでありますが、市区町へ移管される前の街区基準点の使用に当たっては、国土地理院の長（実務上は地方測量部の長）の使用の承認が必要であり、この承認を受けずに街区基準点を使用して測量を実施することは、測量法に抵触するおそれがあります。

つきましては、街区基準点を用いて測量を実施する場合には、測量法の関係法規を遵守するよう会員への周知方をお願いします。

なお、街区基準点の維持・管理に関する権限委譲は、現段階では、平成19年2月1日以降を予定しているとの情報であります。これらの取扱いにつきましては、現在、簡便な手続きとなるよう関係機関と協議中であり参考までに申し添えます。

【参考】

測量法（抜粋）

第64条 次の各号のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金に処する。

- 1 第26条（第39条において準用する場合を含む。）の規定に違反して測量標を使用した者
- 2 第29条前段の規定に違反した者
- 3 第30条第1項の規定に違反した者

不動産登記規則（抜粋）

第77条（地積測量図の内容） 地積測量図には、次に掲げる事項を記録しなければならない。

1～6 略

- 7 基本三角点等に基づく測量の成果による筆界点の座標値（近傍に基本三角点等が存しない場合その他の基本三角点等に基づく測量ができない特別の事情がある場合にあっては、近傍の恒久的な地物に基づく測量の成果による筆界点の座標値）

8 略